



ニュース

No.30

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センターしぐなるあいず 代表者理事 蒲田孝代

事務局: 松戸市松戸 1292-1 シティハイツ松戸101号

TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyeyes.biz/>

第30号 令和2年3月20日 発行

当法人では基本的に、一人の被後見人等に対して専門職（弁護士・社会福祉士・司法書士）と市民（一定の研修を修了した「市民後見協力員」）がペアで後見業務を担当します。裁判所から個人として選任される「市民後見人」とは違い「市民後見協力員」は当法人独自のシステムです。その活動を含めチームの力によるきめ細やかな法人後見を目指しています。

市民後見協力員の活動を通して

しぐなるあいず市民後見協力員 大網 久子

「成年後見制度」という少々堅苦しくて、自分の身にとって気おくれしそうな制度を少しでも身近に感じてもらい、利用へ関心を持ってもらいたいという事から一般市民が後見人等になることも積極的に採用していこうとする流れがあります。

しぐなるあいずは専門職の方とペアになり当事者の方へ寄り添う協力員として活動をしています。市民後見協力員という活動への参加のきっかけは人それぞれあると思いますが、大切な財産を守ったり、その人らしく生きる術をその人の為にと一緒に考える事は責任のあるものにはあります。人が人と関わってゆくという活動ですから、人が好きであるという事が大切ではないかと思えます。ですが、時には冷静な視点を持って接しないといけないと思えます。一生懸命が一人よがりの勝手な思いの押しつけにな

らないようにと自分の活動を振り返る事が必要だと思っています。その為にこそ、色々な知識を学ぶことは必要ですが、それを適所で活用してこそ、知識は力を持つものだと思います。更に他の仲間の方との意見交換やペアとなってくださる専門職の方からのアドバイスも活動への意欲につながります。又、いろいろな場に出会った方々に的確なアドバイスをもらうことも多々あります。こういった全てのことが、被後見人の方々の日々をより充実したものにする一助となっていくのだと感じています。

活動を続けていると言葉の端々、トーン、表情の変化などから、小さな心の動きを感じ取る事があります。相手の方とのコミュニケーションの取り方を考えて向き合っている時、笑顔のプレゼントを頂けたりしますと、協力員としての活動のエネルギーとなります。

市民後見協力員養成講座のご案内

松戸市委託事業として第4回目となる今度の講座は令和2年6月からスタートする予定です。詳細は、後日松戸市の広報等を通じてお知らせいたします。活動してみたいという市民の方の参加をお待ちしております。

後見等の受任件数

2020年2月末時点での受任件数は累計で188件となりました。その内46件が終了していて、現在支援をしている方の数は142件となっております。

後見等実施中の内訳（件）

類型別内訳		
後見	保佐	未成年後見
89	50	3

障害等の内訳				
認知症	知的	精神	高次脳機能	未成年
54	51	29	5	3



成年後見をつかう人の欠格事項の見直しに関する法律が昨年6月に成立しました

後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました（例えば、成年被後見人は国家公務員になれない等）。今回の改正によって、187の法律がこの欠格事項の見直しの対象とされ、順次施行されています。後見制度の利用者であることによる「門前払い」は解消されることとなります。資格等は個別的・実質的に審査判断する仕組みへと見直されました。

高齢者や障害者のための 成年後見制度相談会

成年後見制度の利用や疑問に お答えします！

開催日：毎週火曜日と金曜日（祝日の場合は前日）
時間：9時から17時まで
対象者：高齢者、または障害をお持ちの市民の方、
その家族、支援者など（松戸市委託）

「福祉と法律の相談室」

福祉の専門家と法律の専門家が
ペアで相談に対応します。

開催日：毎月第三木曜日
時間：10時から15時
対象者：障害者・高齢者・支援者・家族

（要予約・相談無料） 電話 047-702-7868

しぐなるあいずでは、活動を支えてくださる賛助会員を募集しています
年会費：個人3,000円 団体10,000円（お問い合わせはしぐなるあいず事務局まで）